

## 自動車の所有者名義変更のお知らせ

弊社SMFLキャピタル株式会社は2016年9月の商号(社名)変更に際して、国土交通省と協議の結果、登録自動車の自動車検査証「所有者名義、住所」について、登録識別情報制度を利用して、電子申請により変更を実施します。

対象車両は、変更実施日に各運輸局の窓口で一部の業務が中止されますので、下記の内容をご確認ください。

お手数をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【実施日】

2016年10月3日～2016年10月6日

### 【実施日に窓口で申請受付が中止される業務】

変更登録、移転登録、自動車検査証記入、番号変更、一時抹消登録、永久抹消登録、輸入抹消登録。

※新規検査登録、継続検査、臨時検査、検査証再交付等は通常通り実施可能。

### 【実施日以降の注意事項】

車両に搭載されている自動車検査証はそのままご利用可能です。

継続検査等により、新たに自動車検査証が発行された場合に記載内容が変更されますので、個別に変更登録を申請する必要はありません。

本件について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お手数ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【問合せ先】

SMFLキャピタル株式会社 フリートコントラクト部 第一グループ

登録中解チーム 電話番号:03-6866-8050

ご連絡は平日、9:00～17:00の間にお願います。